

海士町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

平成26年 6月

海士町通学路安全推進会議

1. 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携しての緊急合同点検の実施が求められ、必要な対策内容についても関係機関で協議が進められてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「海士町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

海士町通学路交通安全プログラム

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全会議」を設置しました。

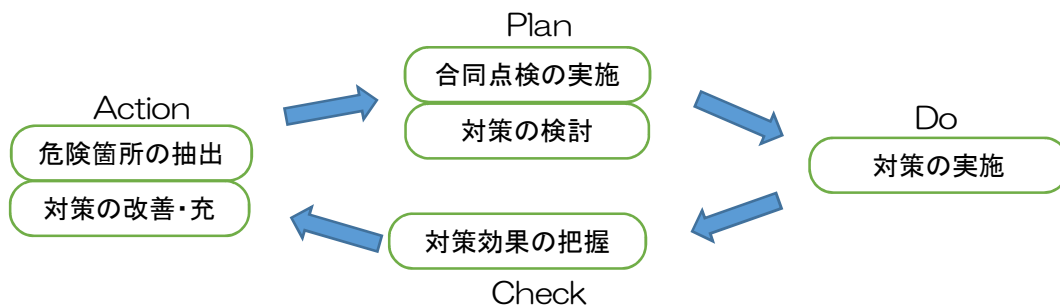
- ・海士町教育委員会教育総務課長
- ・海士町環境整備課長または主査(道路管理担当課)
- ・浦郷警察署交通課係長
- ・島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部工務第二課係長
- ・海士町立小中学校教頭
- ・海士町立小中学校のPTA代表者

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

毎年4月～5月に、小中学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 定期的な合同点検

* 合同点検の実施時期等

- ・町内の小中学校ごとに年に1回合同点検を実施します。
- ・実施時期については、原則年度当初に行います。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

* 合同点検の体制

- ・小中学校ごとに教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面表示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実施に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか、児童生徒や地域住民へアンケート調査などを実施し、対策実施後の効果について把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所に関する情報共有

小中学校ごとの点検結果や対策内容に等については、関係者間で認識を共有するために、別添①通学路の危険箇所対策一覧表、①-2通学路の危険箇所票、②通学路対策箇所図を作成し、下記資料について公表します。

(公表資料)

別添① 通学路の危険箇所対策一覧表

別添② 通学路対策箇所図

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施します。

海士町通学路安全推進会議規約

（名称）

第1条 この会議は、「海士町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進することを目的とする。

（取組）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組に関する協議
- (2) 通学路の安全確保に関する情報および意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

- ・海士町教育委員会共育課長
- ・海士町環境整備課長または主査(道路管理担当課)
- ・浦郷警察署交通課係長
- ・島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部工務第二課係長
- ・海士町内小中学校教頭
- ・海士町内小中学校PTA代表者

（役員）

第5条 推進会議には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、海士町教育委員会共育課長を充てる。
- 3 副会長は、海士町環境整備課長または主査を充てる。
- 4 会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

（推進会議）

第6条 推進会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 事務局は、海士町教育委員会共育課に置く。

附則

この規約は、平成26年 6月 1日から施行する。

附則

この規約は、令和元年 5月 1日から施行する。